

# 進路だより④

今市特別支援学校進路指導部 令和5年12月25日発行



ホームページにも  
掲載しています。

今年も残すところあとわずかとなりました。今年は寒暖差が大きい冬となっていますが、お体には十分気を付けいただき、素晴らしい新年をお迎えください。

今回の進路だよりでは、各学部の授業の取組や進路に関する行事、卒業後に役立つ情報等をお知らせします。

## 小学部 《生活単元学習》

小学部では、3年生から生活単元学習の時間に清掃を行っています。清掃場所や使用する用具等は学年ごとに異なりますが、どの学年も一生懸命取り組んでいます。自分たちの使う場所をきれいにし、整った環境の中で活動することは、生活する上で大切であると考えています。



(教室)



(下駄箱)



(廊下)



(小学部玄関)

そして、余暇を楽しむことや自分の好きなことをしてリフレッシュすることも生活していく上で必要です。私たち大人も休日や仕事の合間に趣味や好きなことをしてリフレッシュするとまた頑張れますよね！休み時間等に自分の好きな物で遊んだり、生活単元学習では、みんなで一緒に遊んだりする活動も行っています。



## 中学部 《高等部体験学習・社会体験学習》

11月下旬から12月上旬にかけて、中学部3年生が本校高等部の体験学習や、福祉事業所での社会体験学習を行いました。

### ■ 高等部体験学習

朝の活動や作業学習を体験しました。

- ・受注班……ハンガーのピンチのセッティング、シール貼り、シュレッターなど
- ・農園芸班…白菜の上の葉を落とす作業、落ち葉拾いなど



(シール貼り)



(シュレッター)

## ■ 社会体験学習

福祉事業所で、保護者と一緒に半日の体験をしました。

- ・夢の森…個別活動 ・さらさ…メモ、ポチ袋作り
- ・愛晃の杜…ひも通し、シール貼り
- ・ミンナのミカタのナカマ…広告の折り込み
- ・すぎなみき学園…シャンプーボトルの解体
- ・いなほ今市本町…餃子の包装、部品の袋詰め



(ポチ袋作り)



(シャンプーボトルの解体)

## 高等部 《2 学期産業現場等における実習・校内実習》

10月2日(月)から10月17日(火)までの2週間、1年生は校内実習、2、3年生は地域の事業所様等の御協力をいただき、産業現場等における実習を行いました。

今回の実習は、各学年、緊張感をもった実習になったようです。1年生は、地域の企業様の御協力により、受注を受けた作業に取り組みました。実際に製品を作ることを通して製品の取り扱い方や働く態度を養いました。また、2年生は初めての産業現場等における実習でしたが、校内で培った基礎的な作業態度や技能等を生かし、実際に働く経験を積みました。3年生は、卒業後の進路を見極めるための実習として、卒業後の社会生活や職業生活への意欲を高めました。

実習後は、実習日誌を読み直し、実習で得られた成果とともに、御指導いただいたことや課題を明らかにして、これからの日々の学習にどのように生かしたらよいかを考えました。

## ■ 活動の様子



(産業現場等における実習)



(校内実習)

## 《2 年生関係機関訪問》

11月2日(木)、27日(月)に高等部「職業選択コース」履修の2年生が、居住している地域のハローワークと役所を訪問しました。ハローワークでは、求人票の検索システムの利用を体験させていただき、役所では、相談内容によってどの窓口を使うか(例:「障害基礎年金や就労に関する保険の相談は〇番窓口に相談する」)を教えてくださいました。卒業後に関わる機関の働きを具体的に知る機会となりました。



## 新規事業所紹介

本校に情報提供があった新規オープンの事業所紹介です。  
見学を希望する場合は、学校を通して施設に連絡しますので、担任まで御相談ください。

就労継続支援 A 型事業所 グローバルワークス A (2024年1月オープン)

所在地 : 宇都宮市東宿郷 1-3-10 1階

内容 : パソコン業務(データ入力、表作成等)、軽作業(チラシ折込、清掃等) 等

# 進路豆情報

今回の進路豆情報では、『障害年金』についてお知らせします。

## 1 障害年金とは

日本年金機構のホームページでは、障害年金について以下のように記載されています。

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

二つの障害年金の内、知的障害を有する方が20歳から受給できる可能性がある年金は、『障害基礎年金』です。

## 2 障害基礎年金の受給要件（どのような状況の場合に年金を受給できるか）

受給の要件としては、以下の二つが当てはまる必要があります。

- ① 20歳前（年金制度に加入していない期間）に、初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やけがであること。
- ② 法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるとき。

特別支援学校の卒業生の場合、①は当てはまります。②については、療育手帳や身体障害者手帳の等級とは異なり、年金受給を請求したときに改めて障害年金を受けるための障害の程度を判定してもらう必要があります。

障害年金を受けるための障害の程度は以下のとおりです。（日本年金機構のホームページより抜粋）

### 【障害の程度 1 級】

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

### 【障害の程度 2 級】

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

## 3 年金の支給額

障害基礎年金の支給額は以下のとおりです。

【令和5年4月分からの金額】 ※ 支給日は原則偶数月の15日です。

### 1年間の支給額

1級 993,750 円（165,625 円が年に6回支給されます。）

2級 795,000 円（132,500 円が年に6回支給されます。）



## 4 年金請求の手続き（流れ）

### ① 請求書の受け取り【相談窓口】

20歳の誕生日の約3か月前に、請求書を受け取ります。

※ 年金機構等から通知は来ません。相談窓口にて御自身で請求書をもらう必要があります。

### ② 医療機関を受診し、診断書を作成してもらう【医療機関】

20歳になる3か月前から3か月後の期間における障害の状態について、医師の診断書の交付を受けます。

### ③ 病歴・就労状況申立書を作成する【本人・家族等】

申立書は、医師の診断書だけでは伝えられない情報を伝える書類です。御本人の病歴、受診状況、日常生活状況等について記入していただきます。

#### ここがポイント！ 現時点で準備できること

- 本人の通院歴、手帳取得日、生活状況や障害にまつわる出来事等の成育歴を記録しておく。
- 本人の成育歴や病歴、障害が分かる書類を保管しておく。  
※ 『母子手帳』『個別の教育支援計画（学習のあゆみ）』『個の移行支援計画』を保管しておく  
と役に立ちます。

### ④ 請求書の提出【相談窓口】

必要書類が整ったら、窓口において申請します。

### ⑤ 審査結果の確認【本人・家族等】

請求書の申請から3～4か月後に、日本年金機構から審査結果が届きます。

年金が支給される場合は、年金証書が同封されます。

年金証書が届いてから40～50日後に指定の口座へ年金が振り込まれます。

## 5 年金の相談窓口

年金に関して御不明な点は以下の相談窓口までお問合せください。

| 相談窓口                 |                  | 電話番号         |
|----------------------|------------------|--------------|
| 日本年金機構               | 今市年金事務所 お客様相談室   | 0288-88-0082 |
|                      | 宇都宮西年金事務所 お客様相談室 | 028-622-4281 |
| 日光市役所 保険年金課 医療給付・年金係 |                  | 0288-21-5110 |
| 鹿沼市役所 保険年金課 国民年金係    |                  | 0289-63-2125 |
| 塩谷町役場 住民課 国民年金担当     |                  | 0287-45-1118 |

※ 窓口での相談を希望する際には、事前に連絡をしてください。

## 6 その他

- 障害年金は、申請をしないと受給することはできません。また、申請すれば必ず受けられるものでもありませんので、御注意ください。
- 高等部3年生の保護者の皆様には、2月の保護者会の際に、今市年金事務所の方をお招きし、年金について御教示いただく予定です。

## 卒業生講話

一般企業、就労継続支援事業所で働いている卒業生から、経験に基づいた話を聞くことのできる機会です。

保護者の皆様も参加できますので御希望の方は担任までお知らせください。

- 日時：令和6（2024）年2月26日（月）10：10～11：50
- 場所：大会議室、被服室
- テーマ：「社会人として大切なこと」

## アンケート 御協力をお願い

『進路だより』について、今後一層役立つ内容にしていけるためにアンケートを実施いたします。右記のQRコードから令和6年1月8日までに御回答ください。御協力よろしくお願いいたします。

